

## 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律

(平成一六年四月二一日法律第三七号)

### 一、提案理由(平成一六年三月二三日・衆議院国土交通委員会)

石原国務大臣 ただいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案について申し上げます。

タンカーによる油濁損害につきましては、二 二年にスペイン沖で発生したプレステージ号事故など、現在の国際基金による補償限度額を超えると見込まれる大規模な事故が発生していることにかんがみ、平成十五年五月に、追加的な国際基金の設立を目的とする千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書が採択されたことから、我が国においても同議定書に対応した措置を講ずる必要があります。

また、我が国沿岸では、タンカー以外の船舶による油濁損害の賠償や座礁した船舶の撤去が適切に行われない事故が発生していることから、タンカー以外の船舶について、新たに油濁損害の賠償等に係る保障契約の締結を義務づけることにより、被害者保護を充実させる必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、同議定書に基づき、被害者が、追加基金に対し補償の請求等を行うことができることとしております。

第二に、タンカー以外の一定の船舶に対し、油濁損害の賠償や座礁船舶の撤去のための保障契約の締結を義務づけることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

### 二、衆議院国土交通委員長報告(平成一六年四月一日)

赤羽一嘉君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年のタンカーによる油濁損害が現在の国際基金による補償限度額を超えると見込まれる大規模な事故が頻発していることにかんがみ、平成十五年五月に追加的な

国際基金の設立を目的とする議定書が採択されたことを受け、我が国として対応すべき措置等を講じようとするものであります。

その内容は、新たに設立される追加基金に対する被害者の補償請求権等を定めるとともに、タンカー以外の一定の船舶に対しても、油濁損害の賠償や座礁船舶の撤去費用等の支払いを保障する契約の締結を義務づけることなどであります。

両案は、去る三月十九日本委員会に付託され、二十三日石原国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、三十一日に質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院国土交通委員長報告（平成一六年四月一四日）

輿石東君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の実施に伴い、新たに追加された基金に対する被害者の補償請求権等を定めるとともに、一般船舶に対しその油濁損害等に係る保障契約の締結を義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、船舶の排出ガス規制の導入経緯、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る規制の充実、油濁補償のための追加基金創設の理由、保障契約の締結義務付けが港湾輸送等に及ぼす影響、座礁事故等の処理費用負担の在り方、その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。